

長野広域連合一般廃棄物最終処分場整備に係る

設計施工監理業務委託

実施要領

平成 30 年 5 月

長野広域連合



## 第1 趣旨

本要領は、長野広域連合（以下「本連合」という。）が計画している長野広域連合一般廃棄物最終処分場整備事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、長野広域連合一般廃棄物最終処分場整備に係る設計施工監理業務委託（以下「本業務」という。）の事業者を選定するために行う公募型プロポーザル方式の手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

## 第2 目的

本業務は、幅広い知識、高度な専門能力及び同種業務の実績を有するコンサルタントの支援を受けることにより、本事業を適正かつ確実に実施することを目的とする。

## 第3 業務概要

- 1 業務名 長野広域連合一般廃棄物最終処分場整備に係る設計施工監理業務委託
- 2 業務内容 別紙長野広域連合一般廃棄物最終処分場整備に係る設計施工監理業務委託 業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- 3 業務期間 契約締結の日から平成 32 年 10 月 30 日まで
- 4 上限額 85,000 千円（消費税及び地方消費税の額は含まない。）  
※ 本手続における委託の上限額であり、予定価格ではない。
- 5 支払条件 平成 30 年度から平成 32 年度において、年度ごとの出来高に応じて部分支払いを行う。

## 第4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- |  |                           |
|--|---------------------------|
| 1 公告                                       | 平成 30 年 5 月 1 日（火）        |
| 2 質問提出期限                                   | 平成 30 年 5 月 9 日（水）まで      |
| 3 質問に対する回答                                 | 平成 30 年 5 月 14 日（月）まで     |
| 4 参加申請の受付                                  | 平成 30 年 5 月 21 日（月）まで     |
| 5 参加資格審査及び結果通知                             | 平成 30 年 5 月 28 日（月）まで     |
| 6 技術提案書提出期限                                | 平成 30 年 6 月 11 日（月）まで     |
| 7 プレゼンテーションの実施                             | 平成 30 年 6 月 26 日（火）（予定）   |
| 8 技術提案書及びプレゼンテーションによる<br>提案内容の評価、優先交渉権者の決定 | 平成 30 年 6 月 27 日（水）（予定）   |
| 9 仕様の協議、見積及び契約の締結                          | 平成 30 年 7 月 17 日（火）まで（予定） |

## 第5 参加の申込をする者（以下「参加者」という。）の構成

参加者は単独であること。なお、参加者の責任において、外部に協力会社（直接業務

の一部の受注を予定している者)を置くことができるものとするが、参加者が他の参加者の協力会社となることはできない。また、参加者及び協力会社は、本事業の入札参加者と次の関係がないものとする。

- 1 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 項に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 項に規定する子会社をいい、会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 項に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。次号においても同じ。）である。
- 2 親会社を同じくする子会社同士である関係。
- 3 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係。ただし、当該関係にある会社のいずれかが更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中である会社であるときは、この限りではない。
- 4 一方の会社の役員が、現に他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人をいう。）を兼ねている関係。
- 5 本項 1 から 4 までに規定する関係に類するものであって、適正かつ確実な事業実施を阻害すると認められる関係。

## 第 6 参加者の資格条件

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和 60 年 5 月 1 日制定）及び須坂市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成 6 年 3 月 25 日告示）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成する者の統制の下にある者でないこと。
- 6 平成 29・30 年度長野市建設工事・工事に係る測量等競争入札参加資格者名簿又は平成 29・30 年度 須坂市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿で建設コンサルタントの登録を有すること。
- 7 平成 15 年 4 月 1 日以降に埋立容量 50,000 m<sup>3</sup>以上の公共関与型の一般廃棄物最終処分

場及び産業廃棄物最終処分場の施工監理業務を元請として受注し、着手から竣工まで監理を実施した実績を有すること。なお、実績とする施設は新設に限る。

- 8 協力会社は本項1から5の事項について、要件を満たすこと。
- 9 仕様書に示す資格及び実績を有する管理技術者及び各技術者（以下「監理員」という。）の配置が可能であること。

## 第7 質疑及び回答

質問の提出方法等については以下のとおりとする。

### 1 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び仕様書の内容）に関する質問については、【質問用紙】を電子メールに添付し、「第16 事務局」宛てに送信すること。

### 2 受付期限 平成30年5月9日（水）午後5時まで

### 3 回答方法 平成30年5月14日（月）本連合ホームページで公表。

【ホームページアドレス】<http://www.area-nagano.jp/>

### 4 その他

- (1) 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問は、受け付けない。
- (2) 質問の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等により確認を行う。

## 第8 参加申請書の提出

参加申請書及び参加資格確認書類（以下「参加申請書等」という。）の提出により参加資格を確認するものとし、提出方法等は以下のとおりとする。

### 1 提出書類（様式集I）

(1) 【様式I-1】参加申請書

(2) 【様式I-2】参加者の概要

(3) 【様式I-3】協力会社の概要

(4) 【様式I-4】本業務の実施体制

(5) 【様式I-5】業務実績 ※契約書及び実績が分かる書類を添付

(6) 【様式I-6】監理員実績 ※資格証及び実績が分かる書類を添付

### 2 提出期限 平成30年5月21日（月）午後5時まで（必着）

### 3 提出部数

1部とし、ファイリングし整理した上で提出すること。

### 4 提出場所 「第16 事務局」と同じ

### 5 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、本連合への郵

送が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

## 6 その他

指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期限を過ぎたものは、一切受け付けない。

## 第9 参加資格の審査及び結果通知

本連合が参加申請書等に対する書類審査を行い、資格要件の全てを満たしているか否かを審査し、平成30年5月28日（月）までに【様式Ⅰ-1】参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに審査結果等を電子メールで回答する。

## 第10 技術提案書

参加資格確認通知を受け、本手続に参加する者（以下「資格審査通過者」という。）は技術提案書を提出すること。方法等については以下のとおりとする。

### 1 技術提案書の様式等は、次のとおりとする。

#### （1）様式等の形式

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| ア サイズ    | A4用紙縦（別途指示のあるものは除く。）          |
| イ 文字方向   | 横書き（図表等に含まれる文字を除く。）           |
| ウ 印刷方法   | 両面、左綴じ、カラー印刷                  |
| エ 文字ポイント | 10.5ポイント以上とする（図表等に含まれる文字を除く。） |
| オ ページ番号  | 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと          |
| カ その他    | 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない        |

#### （2）体裁

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| ア 表紙   | 題名、作成年月日、法人名称を記載し、社印を押印すること  |
| イ 目次   | 表紙の次ページに目次を付すこと。             |
| ウ 製本方法 | 表紙、目次、技術提案書を1部ごとにファイルに綴じること。 |

#### （3）技術提案書（様式集Ⅱ）

- |                                  |
|----------------------------------|
| ア 【様式Ⅱ-1】実施方針                    |
| イ 【様式Ⅱ-2】実績1（最終処分場設計施工監理の企業実績）   |
| ウ 【様式Ⅱ-3】実施体制                    |
| エ 【様式Ⅱ-4】実績2（実際に担当する監理員の実績）      |
| オ 【様式Ⅱ-5】課題認識と対処方法               |
| カ 【様式Ⅱ-6】具体的な作業内容（浸出水処理施設設計監理業務） |
| キ 【様式Ⅱ-7】具体的な作業内容（施工監理業務）        |
| ク 【様式Ⅱ-8】本業務スケジュール案              |

#### （4）提出部数

正本1部、副本10部とする。また、連合ホームページよりダウンロードした電子データ形式を変えず、技術提案書を格納したCD-ROM1枚を提出すること。

## 2 参考見積書

参考見積書はA4用紙で任意様式とし、押印（代表者印）して1部を提出すること。なお、この参考見積書は、本連合が契約締結に係る上限額範囲内の提案であることを確認するものであり、価格による採点評価を行うものではない。

## 3 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合においては、本連合への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。なお、分割提出は認めない。

## 4 提出期限 平成30年6月11日（月）午後5時まで（必着）

## 5 その他

- (1) 参加者が複数の技術提案書を提出することは認めない。
- (2) 提出期限までに技術提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (3) 提出期限以降における技術提案書の差し替えは認めない。
- (4) 提出された技術提案書の返却は行わない。
- (5) 提出された技術提案書の著作権は、資格審査通過者に帰属するものとする。ただし、本連合に選定された技術提案書については、本連合が必要と認める場合には、選定された事業者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 本連合は提出された技術提案書について、長野広域連合情報公開及び個人情報に関する条例（平成14年11月29日条例第5号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、公開することにより、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあると認められる情報は開示しないものとする。
- (7) 技術提案書に記載された監理員の変更は認めない。ただし、変更の理由並びに変更予定者について本連合がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (8) 技術提案書の提出において、その内容は担保されるものとし、虚偽が認められた場合は失格とする。
- (9) 本連合は、技術提案書の明瞭化のための問い合わせや追加資料の提出を求めることができる。

## 第11 技術提案書の審査

資格審査通過者の技術提案書の内容について、説明及び質疑応答を求めるためプレゼンテーションを実施する。

### 1 実施日 平成30年6月26日（火）（予定）

- 2 詳細事項 会場及び時間等の詳細は資格審査通過者へ別途通知する。
- 3 その他
  - (1) プレゼンテーションへの出席者は一人当たり7名までとする。また、本業務の担当を予定する監理員のうち、管理技術者、土木技術者及び、建築技術者は出席することを前提とし、主に管理技術者が説明を行うこと。
  - (2) プレゼンテーションにおける内容に虚偽が認められた場合は失格とする。

## 第12 審査選定

本連合は、長野広域連合一般廃棄物最終処分場整備に係る設計施工監理業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会が優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

### 1 本審査

委員会は、技術提案書の審査及び「第11 技術提案書の審査」に示すプレゼンテーションに基づく審査を行い、各委員の評価点（105点満点）を参加者毎に合計し、その総合得点が最も高い者から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、総合得点が最も高い者が2者以上ある時は、くじにより優先交渉権者を定めるものとする。（くじの日程及び場所等については、別途指示による。）

#### (1) 評価項目及び配点

それぞれの項目と配点は以下の表のとおりとする。

	項 目		配点
	技術提案書	実施方針	
実績1		最終処分場設計施工監理の企業実績	5
実施体制		本業務を遂行する組織（協力会社含む）の実施体制	10
実績2		実際に担当する監理員の実績	10
課題認識と対処方法		発注方式が異なる工事間の調整等における課題認識と対処方法等	15
具体的な作業内容		浸出水処理施設設計監理業務	15
		施工監理業務	15
ヒアリング	監理員	管理技術者	20
		土木技術者	
		建築技術者	



プレゼンテーション	10
合 計	105

(2) その他

- ア 委員会の委員に対し自己の有利となるような働きかけを行うことを禁ずる。  
なお、確認された場合には当該資格審査通過者を失格とする。
- イ 参加申請書等の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- ウ 技術提案書の見やすさ及び分かりやすさ等の配慮は評価の対象となる。

第 13 選定結果

プレゼンテーションを行った全ての資格審査通過者へ選定結果を通知する。

- 1 方 法 電子メール及び郵送による。
- 2 通 知 平成 30 年 6 月 27 日（水）（予定）
- 3 そ の 他
  - (1) 審査経過については非公開とし、審査及び選定結果に係る異議申し立ては受理しない。
  - (2) 選定した優先交渉権者及び次点交渉権者を本連合のホームページにて公表することがある。

第 14 契約

- 1 契 約 日 平成 30 年 7 月 17 日（火）（予定）
- 2 契 約 締 結
  - (1) 選定した優先交渉権者と提案内容の詳細な打合せを行い、契約の締結をする。
  - (2) 本業務は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約の締結であり、優先交渉権者との交渉が不調となった場合には、次点交渉権者となった者と交渉を行う。
- 3 そ の 他 契約締結後、受注者を本連合のホームページ上で公表することがある。

第 15 その他留意事項等

- 1 留 意 事 項
  - (1) 提出された書類に不備不足がある場合、参加が無効となる場合がある。
  - (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
  - (3) 仕様書の委託業務内容は現時点での予定であり、今後優先交渉権者との協議に

より変更となる可能性がある。

- (4) 参加者は本連合のホームページに公表している本事業の特記仕様書等を熟知したうえで技術提案書の提出及びプレゼンテーションに参加をすること。
- (5) 本連合は、長野市の財務規則等を準用しているので、要綱・要領・契約約款等は長野市のホームページ等で確認すること。
- (6) 本事業の工事請負契約が締結されない場合、本業務の契約を締結しない場合がある。

## 第16 事務局

担当部局 長野広域連合 事務局 環境推進課 建設推進室

担当者 倉石、堀内、内山

住 所 〒380-0801 長野市箱清水一丁目3番8号

電 話 026-252-7053

F A X 026-252-7037

Eメール kankyo@area-nagano.jp